

タンカーの船首部への歩路に使用される FRP 製グレーチングの 防火要件に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

タンカーの船首部への歩路に使用される FRP 製グレーチングの防火要件に関する事項

改正理由

ケミカルタンカー及びガスキャリアを含むタンカーには、SOLAS 条約第 II-1 章 3-3 規則により船首部へ安全に到達するための通路を備えることが要求されており、本会規則においては、その詳細な要件について決議 MSC.62(67)に基づき規定している。

近年、この通路について FRP 製グレーチングを採用するケースがあり、これを統一的に取扱うべく、IACS において FRP 製グレーチングに対する防火要件について審議が行われた。その結果、上記通路に使用される FRP 製グレーチングについては、防火保全性、低火炎伝播、低発煙性及び有毒性ガスの生成が少ない特性を備えることが合意され、2011 年 12 月に IACS 統一解釈 SC253 として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC253 に基づき関連規則を改めた。

改正内容

- (1) タンカーの船首部への歩路に使用される FRP 製グレーチングに対する防火要件を改めた。
- (2) FRP 製品に対する製造法承認試験として、有毒性ガスの生成に関する基準を定めた。